

契約のきほん

～経理規程に立ち返ろう～



練馬区福祉部指導検査担当課
社会福祉法人係

※ご説明する内容は練馬区の例となります。詳細については、
所轄庁へお問い合わせいただくよう、お願いいたします。

重要

「社会福祉法人における 入札契約等の取扱いについて」(通称:入札通知)

🎯 入札通知の主な内容

- ① 随意契約にすることができる場合の一般的な基準
 - ・ 予定価格が別表に定める金額を超えない場合 etc.
- ② 価格による随意契約における見積もり徴取の基準
 - ・ 原則 3 社以上の見積もりが必要 etc.
- ③
 - ・ 重要な契約について、理事会で決議すること
 - ・ 理事長等は契約結果等について理事会に報告すること
 - ＝ 職務執行状況の報告

経理規程 第12章 契約

※本動画では
全社協モデルを用います
(注釈がある場合を除く)



(契約機関)

第71条 契約は、理事長又はその委任を受けた者（以下「契約担当者」という。）でなければ、これを行うことができない。

2 理事長が契約担当者に委任する場合には、委任の範囲を明確に定めなければならない。



定款細則等で委任の範囲を明確に定めることが必要

随意契約によることができる場合

随意契約とは？

競争入札によらず

任意に特定の相手方を選択して締結する契約

☞ 契約の原則は競争入札



第74条 合理的な理由により、競争入札に付することが適当でないと認められる場合には、随意契約によるものとする。なお、随意契約によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

随意契約にすることができる合理的な理由

- 経理規程第74条
- 入札通知

- (1) 売買、賃貸借、請負その他の契約で予定価格が1,000万円を超えない場合
- (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合 ex)不動産の買入れ・借入れ
- (3) 緊急の必要により競争入札に付することができない場合 ex)緊急復旧工事
- (4) 競争入札に付することが不利と認められる場合
- (5) 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合
- (6) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合
- (7) 落札者が契約を締結しない場合

☞ 入札通知には、どのような契約が随意契約に該当するかさらに具体的に示されている。



随意契約できるかどうか、経理規程および入札通知の基準を必ず確認

随意契約によることができる場合



(1) 売買、賃貸借、請負その他の契約で予定価格が1,000万円を超えない場合(注)

Q 経理規程で1,000万円以外の上限額を設定してよいか？

(例)

予定価格が
500万円を超えない場合

予定価格が
2,000万円を超えない場合

⇒入札通知違反

(注) 会計監査を受ける法人※

予定価格の上限額：建築工事20億円、建築技術・サービス 2 億円、物品等3,000万円

※会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せずに公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人

複数見積もり

- 経理規程第74条第4項
- 入札通知



第74条第4項

第1項(1)の理由（予定価格が1,000万円以下の場合）による随意契約は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど適正な価格を客観的に判断しなければならない。ただし、予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた金額の範囲を超えない場合には、2社の業者からの見積もりを徴し比較するものとする。

契約の種類	金額
工事又は製造の請負	250万円
食料品・物品等の買入れ	160万円
前各号に掲げるものの以外	100万円

この金額以下なら
2社でOK

複数見積もり



【Q&A】

Q 随意契約の場合、少額であっても2社見積もりは必要なのか？
見積もりを省略できる基準はあるのか？

（解説）

入札通知を文字通り読むと、少額であっても最低2社見積もりが必要であると考えられます。しかし、例えば1,000円の物品購入にまで必要とするのは現実的ではありません。

法人の内部規程（経理規程等）に、常識的な範囲で、省略できる金額を定めておくとよいでしょう。

契約の決定

- 重要な契約・・・理事会決議（契約結果は理事会に報告）
- 理事長等の専決が可能な契約・・・理事長等による決定

稟議書

〇〇の購入

随意契約の理由

〇〇〇〇〇のため

予定価格 150万円

◎必要見積もり数

1,000万円以下 3社

下記の金額以下 2社

工事又は製造の請負 250万円

食料品・物品等の買入れ 160万円

上記以外 100万円

※内容は一例（抜粋）です。

見積書 A社

見積書 B社

➡ 規程や通知に従って
契約手続きが
できているかどうか
会計責任者や理事長
が確認できるように
することが重要

契約書

第75条 ・ ・ ・ 競争入札の落札者または随意契約の相手方が
決定したとき、契約書を作成する旨を規定



(契約書の作成を省略することができる場合)

第76条（抜粋）

次に掲げる場合には、契約書の作成を省略することができる。

(1) 指名競争又は随意契約で契約金額が100万円を超えない契約をするとき

2 契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な場合を除き、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

契約の見直し

- 経理規程第79条
- 入札通知



(定期的な契約内容の見直し) ※東社協モデル経理規程

第79条 物品の購入、役務提供等を目的として、継続的な取引を行っている場合、定期的に契約内容の見直しを行うものとする。

【入札通知】

- 1 (4) 継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めること。



継続して取引している業者が最善とは限りません。
より良いサービスを受けるためにも、定期的な見直しを！



経理規程と入札通知をよく読み
契約の基本を理解の上
適正な手続きをお願いします

【住 所】 〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1

練馬区福祉部指導検査担当課社会福祉法人係

【電 話】 5984-1318 （直通）

【メール】 TIKIFUKUSHI11@city.nerima.tokyo.jp